

●香川県告示第249号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。
平成19年4月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	<u>フジガード株式会社</u>	<u>高松市田村町452番地5</u>	<u>平成19年4月1日</u>	香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	<u>大和警備保障株式会社</u>	<u>高松市室新町2番地5</u>	<u>平成18年4月1日</u>
略				略			